

平成26年度 第8回豊田市商業振興委員会会議録

【日 時】 平成27年12月22日（月） 午後1時30分～4時30分

【場 所】 豊田市役所 南庁舎5階 南53会議室

【出席者】 〈委員〉

加藤 勇夫 [愛知学院大学名誉教授]
河木 照雄 [豊田商工会議所副会頭]
浅井 良隆 [コンサルティングオフィス アット・ドリーム]
澤田 恵美子 [豊田市消費者グループ連絡会会長]
尾崎 眞 [愛知学院大学商学部商学科教授 博士]
服部 正雄 [トヨタ生活協同組合 特別顧問]
河原 郁子 [とよた下町おかみさん会 平成24年度会長]
杉田 雅子 [株式会社 杉田組 ブルーベリー事業部取締役]

〈事務局〉

小栗 保宏 [豊田市産業部長]
寺澤 好之 [豊田市産業部副部長]
三浦 浩 [豊田市産業部商業観光課長]
長江 洋一 [豊田市商業観光課副主幹]
鈴木 啓介 [豊田市商業観光課担当長]
水野 宏美 [豊田市産業部商業観光課主査]

〈傍聴者〉

なし

【次 第】

開 会

- 1 部長あいさつ
- 2 会議の公開及び本日の審議スケジュールについて
- 3 委員長あいさつ
- 4 審議事項
 - (1) 都心環境計画の進捗について
 - (2) 商業振興プラン（案）について
 - (3) 豊田市中心小企業団体等事業費交付要綱（案）について
 - (4) 次期商業振興プラン（案）の名称について
 - (5) 商業振興条例改正（案）について
- 5 連絡事項
- 6 その他
- 7 閉 会

【会議録（要約）】

開会

- 1 部長あいさつ
- 2 会議の公開及び本日の審議スケジュールについて
事務局から説明しました。
- 3 委員長あいさつ
加藤委員長が、あいさつをされました。
- 4 審議事項
(1) 都心環境計画の進捗について
資料：①中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト「グランド
コンセプト中間報告」について
事務局より説明

委員

国の助成金と条例がうまくマッチして出来ると良いかと考えています。

委員

中活法の改正、4月からの施行による支援事業ですか。

事務局

中心市街地再構戦略事業は、もともとあったもので新しいものではないです。

委員

いくらぐらいお金が下りたのですか。

委員

事業が2億3～4千万で補助率3分の2の1億5千万円ぐらいが第一期の整備事業で補助を受けました。その後、想定されるのがギャザビル、参号館の一階部分、北街区の事業です。どのような形になるのが良いのか再構築のための事業方針が示されていきます。報告はある程度の意志を持った報告書になるかと思います。

委員

13年の日本再興戦略を受けてのものですか。

委員

昔あった戦略補助金の流れのものです。
一つのショッピングモールが構築できないということで順次進めていく予定です。

資料：②都心再整備にかかる有識者会議について
事務局より説明

委員

今後も会議は継続して行くのですか。

事務局

第6回を3月末に予定しています。

委員

市民のアンケートを踏まえて有識者会議で検討されているかと思いますが、商工会議所やまちづくり会社など商業者ベースで議論はされているのですか。

委員

委員に商業団体の代表者が含まれていますので反映はされているかと思いますが、商業者と地区のみなさんで2年程協議を進めてきました。

委員

広場を竹生線まで延ばし道路を閉鎖することについて検討してほしいことをお伝えしました。商店街との流れをどのように作るのか、車と人が歩く関係の中で商業空間をどうしていくのか課題があります。

それとソフト的な問題をここにどうつなげていくかです。多目的広場というのがどこも使用されていない現状があります。

都市計画上の問題はかなり論議されました。今後はソフト的な問題とか効果が出るような検討されるようです。

委員

誇れる顔となりますか。

事務局

まだ方向性を示したビジョンであり駅舎を含めこれからプランに練り上げていくその過程が大事かと考えています。

委員

商業者の意欲が増すような施策を考える必要があります。

(2) 商業振興プラン(案)について

事務局より進捗状況等を説明

- ・12月議会において質問に対応
- ・パブリックコメントを平成27年1月15日まで実施中
- ・パブリックコメント資料(概要版、施策体系図、次期商業振興プラン素案)
- ・商業振興プランの素案をベースに最新の情報に更新し施策推進などについて肉付けしていく(2月委員会審議、3月公表)
- ・個別施策体系図(案)により改正案を説明

委員

対象期間は3年間ですか。

事務局

はい。そうです。

委員

空き地は対象とならないのですか。

事務局

空き店舗、空きビル等活用支援事業で空き地も対象に考えています。
提言ベースでプランを組み立てました。

委員

中部経済産業省からテナントミックスビジョンは商業施設に特化したものにして
くださいと指導を受けています。公共空間等の施設は対象となります。公共空間等
整備事業の要件を整理していただきたいです。

- (3) 豊田市中小企業団体等事業費交付要綱について
商業振興プラン（案）の概要版で説明

委員

条例第29条でまちづくり会社が削除されているがどうということですか。
要綱と条例の摺合せをお願いします。指定がつく出資法人とはどのようなもので
すか。

事務局

P6の第10条の表現で現在は考えています。
市が出資する法人の中には南開発、駅東開発、まちづくり会社を想定しています。
市長が特に必要と認めた法人は、まちなか宣伝会議やTCCMを想定しています。

- (4) 次期商業振興プラン（案）の名称について
事務局より決定方法について説明
(1月に郵送にて委員さんから案をいただき2月の委員会で決定するなど)

委員

常識的でオーソドックスなものが良いかと思います。

委員

今回の施策の目的や目標、目玉がポンと出てくるような名前があると良いです。

事務局

事務局であと2案ぐらい用意して次回の商業振興委員会にあげ、ご意見をいただき
検討したいと思います。

- (5) 商業振興条例の改正（案）について
資料（新旧対照表）に基づいて事務局より説明

委員

第2条（2）アの商店街振興組合の定義が分かりづらいのでカッコ書き等で分か
りやすくお願いします。（第2条3項～4項も同じ）

事務局

法規に書き方について確認します。

委員

中活法第9条はどこにかかるとはですか。

事務局

第2条5項にかかります。

委員

5項のカッコ書きの年数は改正した最新の年数を入れるべきではないですか。

事務局

法規に確認します。

委員

大型店事業者の責務の中に地域経済団体及び地域商店街団体への加入、参画は条例の中に入れることはできないですか。

事務局

地域経済団体の加入について分かりやすいように表現をまとめます。

委員

第14条の「市長は、中心市街地及び地域商業地について」という表現で良いですか。

事務局

良いです。

委員

誘致奨励金事業が立地奨励金に変わるということによろしいか。

事務局

はい。そうです。

委員

テナントミックスビジョンという表現が出てくるのはおかしいです。
基本方針は市が策定するということによろしいか。

事務局

はい。そうです。
条例と要綱と整合を図ります。

委員

第19条の「企業誘致審査会」は商業振興委員会のことによろしいですか。

事務局

産業部内の異なる奨励金の制度を参考としているので分かりづらくなっています。メモ書き程度で記載しています。

案を法規等で確認しながらプランと要綱との整合をとって3月議会に上程をしたいと考えています。

委員

商業活性化推進交付金は今回から中心市街地に限るということでよろしいか。個別の施策の中でそのまま継続とあるがどちらの方向が正しいですか。

事務局

整理いたします。

委員

継続して中心市街地に特化して奨励金で支援していき、併せてそれ以外の部分は商業の活性化に向けて支援していくということでもよろしいか。周辺の部分はこういうことをやるのだと条例で分かるようにしなければいけないと思います。

ただ単に中心市街地だけの支援だけの条例になってしまいませんか。そんな感じを受けました。

委員

ここで言っている中心市街地というのは196ヘクタールを指しています。

委員

地域の周辺の人たちは中心市街地、駅前だけお金をかけて、自分の所はあまりお金をかけてくれないと思っているかもしれません。駅前の顔づくりと周辺の地域にも買い物弱者対策を含めてそれなりの支援をしているということ示さないと勘違いされてしまいます。

委員

中心市街地と比べると地域商業地という規定が大変あいまいです。合併町村は商工会があるから、それなりの動きをしています。旧市内の若林地区だとか花園地区、土橋、上郷、松平といった所にどのような形で機能を誰が説明するのか仕組みを同時に考えていく必要があります。

市街化区域しか出来ないかもしれませんが、立地適正化計画でどこにどのような商業を立地していくべきなのか計画に基づいて、この地区はこのような商業機能を誘致して行くエリアだと、考え方を地域商業地の中に盛り込んでいく必要があるかと思っています。

事務局

商店街、発展会、振興組合がある中で、立地適正化計画のようなものを誰が取りまとめていくのか、商工会議所が取りまとめていただけるのかという辺りでそこまで手が回るのかなと思っています。

委員

成果主義でなければいけないですが、誰もやる所がないからとほかっておくのはダメです。

委員

エリアや対象事業者を条例で整理され、実際の施策方針の中に3箇年でどこまで出来るか分かりませんが、例えば公共空地だとか公共施設を解放して行くという方向がある中で、農商工連携みたいな仕組みもやっていくとありますが、例えば中心市街地の公共空地でいろんなイベントを行う時に、地域から集めて来る商業者へ補助をすることが出来るのかどうか条例で縛られていないかが一つです。

公共の施設に人気投票でランキングされた店舗が1～2年間営業することができ、そこにたくさんの人が集まり、そこに住民が応募するという仕組みがあります。このような事業を使って回遊性を持たせようとした時にこの条例で対応することが出来るのでしょうか。

中心市街地にいる方でなければ支援が受けられないというのは、おかしな気がします。

事務局

立地奨励は外から来る方も対象となります。新たにその地域でやっていただけの方であれば対象となります。

条例と要綱を分けたのはもう少し機動的に動いて行きたいという意図があります。

受ける側からしてみると使い勝手が悪いとか、こういったところを緩和してほしいとか行政側も譲れる線と譲れぬ線があります。

要件については、フレキシブルに関係機関との調整を行い対応していきたいと考えています。

委員

都心環境整備計画の内容は理解できましたが、ハードの整備がされるのはいつ頃なのでしょう。

駅前にある大型店舗が一つになるといいなと自身で思っています。商業者の方がどのように考えているのかなと思います。

委員

まさしく今回テナントミックスをみんなで行っているところであって、一つのショッピングモールとしてそれぞれの役割分担を明確にしようという部分と、北街区のシネコンを絡ませた魅力ある駅周辺の商業機能配置、サービス機能の配置をみんな考えて行こうといういろんな意味での新たなリーシングに取り組んでいます。

平成28年度ぐらいには都市計画決定が降りて事業が進み、平成30年頃にはきれいになっているのかなと思います。

事務局

都心環境計画は駅前をどちらに持っていくかという問題と、大型店を一つのショッピングモールに見立てた時に、普通のショッピングモールだと親子で雨に濡れず休憩したり、ハード面でそのような箇所もちゃんと整備しなければいけないという所が大きなテーマとなっています。

実施がいつになるかというとはスターミナルを移動したり、大工事がずっと継続的に続いていくこととなりますので少し時間はかかるかと思えます。

都心環境計画は1月にビジョンを策定して実施プログラムを作っていきます。

ペDESTリアンデッキの耐震化を含めて色々な作業工程をはめ込んでいきますので時間はかかるかと思えます。

委員

車を利用する方や商店街の方々から、道路を遮断して広場に使用するのは困るという意見を聞きます。色々な人の意見を聞いて徐々に進んで行くのですね。

事務局

将来形はそういう姿ですが、時間をかけながら社会実験を行い例えば停車場線を止めた時に商店街に人が寄っていただいたのかなど検証しながら進めていかないといけないです。

委員

商業活性化推進交付金は中心市街地に限定されるということでしたが、住んでいるエリアによって分けるのか場所によって分けるのかどう考えていますか。

事務局

商業活性化推進交付金を受けられる事業者が限定されています。対象は整理が必要ですがまちづくり会社を想定しています。

5 その他
特になし

6 連絡事項

7 閉会